

訪問看護ステーション南古谷 サービス及び契約内容のご案内

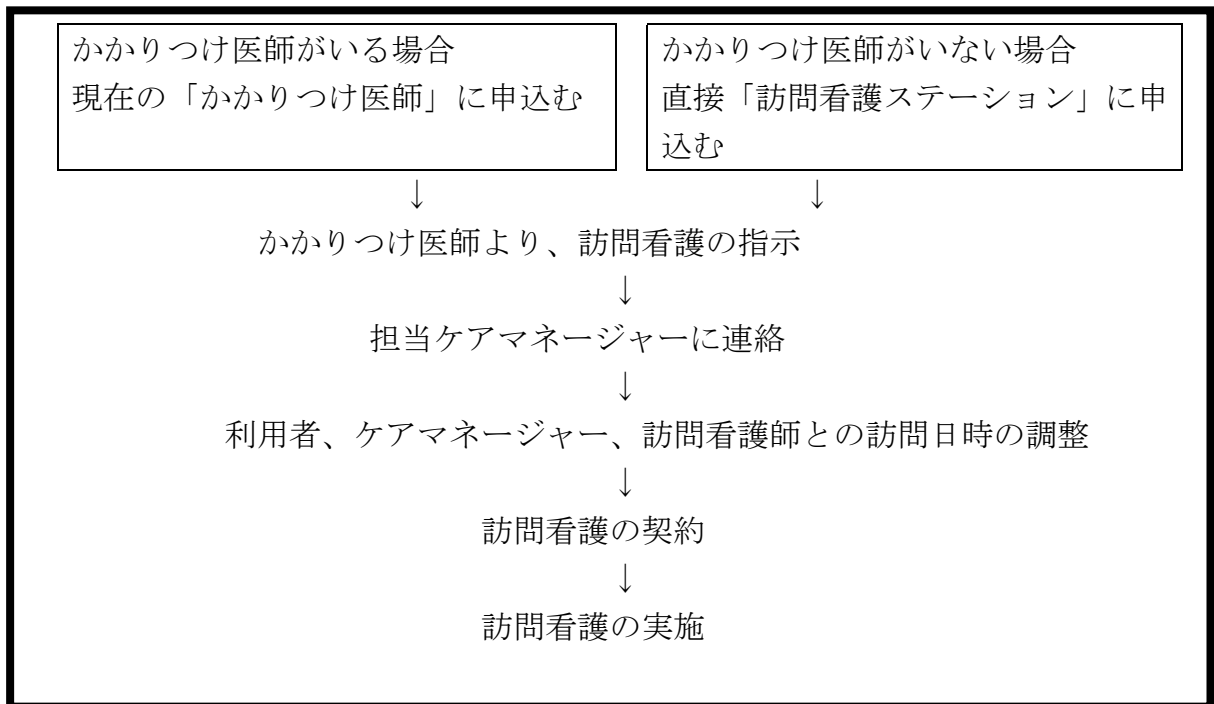
医療法人 聖心会

訪問看護ステーション 南古谷

重要事項説明書

1. 申し込みからのサービス提供までの流れと主な内容

訪問看護サービスを受けるには、かかりつけ医師の指示書が必要です。



2. 相談窓口は、以下の通りです。

かかりつけ医師または訪問看護ステーションに連絡下さい。

- かかりつけ医師 []
- 訪問看護ステーション 南古谷 電話番号 049-235-7823

3. 訪問看護の概要

1) 事業所番号及びサービス提供地域

事業社名	訪問看護ステーション南古谷
所在地	埼玉県川越市久下戸 1 1 0 番地 南古谷病院内
電話番号	049-235-7823
事業所番号	1160490144
サービスを提供する地域	川越市・ふじみ野市・さいたま市・富士見市

2) 職員体制

管理者	
看護師	名

3) 営業時間

月曜日から金曜日	8 時 30 分から 17 時まで
土曜日	8 時 30 分から 12 時 30 分まで
お休み	土曜日の午後、日曜日、祝祭日及び年末・ 年始（12 月 30 日から 1 月 3 日）

※ 緊急な場合は、電話相談が可能です。

4. サービスの内容

- 1) 症状の観察、服薬指導、食事指導
- 2) かかりつけ医師の指示による医療処置や尿カテーテルなどの管理
- 3) 入浴、清拭、洗髪等による清潔の介助
- 4) 病状に合わせた食事及び排泄の介助
- 5) 寝たきりや床ずれ予防のための援助・指導
- 6) 看護師によるリハビリテーション
- 7) 在宅サービスや日常生活用具等の情報提供
- 8) 利用者、介護者及び家族の方への精神的支援や療養上の相談
- 9) ターミナルケア
- 10) 認知症の看護

5. 利用料金

【医療保険の適用】

種類		内容	料金	
基本料金		訪問看護 基本療養費 週 3 日まで/5,550 円 週 4 日目以降/6,550 円 管理療養費 初回 7,670 円 2 回目以降 3,000 円	老人保健	費用の 1 割(又は 2 割)
			健康保険	毎回、被保険者本人と退職者被保険者は費用の 3 割、家族は費用の 3 割
			国民健康保険	毎回、退職者被保険者は費用の 3 割、一般被保険者・家族は費用の 3 割
24 時間対応体制加算			6,800 円 (1 か月に 1 回)	
緊急訪問看護加算			2,650 円 (1 回)	
複数名訪問看護加算 (看護師と訪問)			4,500 円 (週に 1 回・回数制限がない場合もあり)	
長時間訪問看護加算 (1 時間 30 分を超える)			5,200 円 特別管理加算対象・特別指示書の場合は週 1 回	
特別管理加算			Ⅰ) 5,000 円 (1 か月に 1 回) Ⅱ) 2,500 円 (1 か月に 1 回)	
退院時共同指導加算			8,000 円 (1 回)	
ターミナルケア療養費 1			25,000 円	
訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅰ)			780 円 (1 か月に 1 回)	
訪問看護医療 DX 情報活用加算			50 円 (1 か月に 1 回)	
その他	時間外延長利用	2 時間を越える訪問看護	30 分毎	1,050 円
	営業時間外利用	休日・時間外訪問看護	30 分毎	2,100 円
		深夜訪問看護	30 分毎	4,200 円
	交通費 (訪問 1 回につき)	事業の実施地域外の場合 (指定地域 5Km 内は無料)	片道 1 Km	66 円

【介護保険の適用】 1割負担の場合です。2、3割負担の場合もあります。

訪問 看護・リハビリ時間		利用料金		
		訪問看護	介護予防訪問看護	備考
20 分未満		327 円	315 円	早朝・夜間は 25%増 深夜は 50%増
30 分未満		490 円	469 円	
30 分以上 60 分未満		857 円	827 円	
60 分以上 90 分未満		1,175 円	1,135 円	
その他の加算		利用料金		
緊急時訪問看護加算		625 円 （月 1 回最初の訪問時）		
特別管理加算 (在宅酸素、経管栄養など特別な処置を利用の方)		Ⅰ) 521 円 (1 か月に 1 回) Ⅱ) 260 円 (1 ヶ月に 1 回)		
ターミナルケア加算		2,605 円(死亡月)		
サービス提供体制強化加算		3 円/1 回		
初回加算Ⅰ（退院当日）		364 円		
初回加算Ⅱ（退院翌日以降）		312 円		
退院時共同指導加算		625 円		
その他	死後の処置代 交通費 事業の実施地域以外の場合	15,000 円＋税 片道 1 km 66 円		

6. サービスの終了

- 1) サービスの終了をご希望する場合は、10日前までにご連絡下さい。
- 2) 次の場合は、自動的にサービスを終了致します。
 - (1) 利用者が介護施設に入所した場合
 - (2) 利用者の要介護認定区分が、自立とされた場合
 - (3) 利用者がお亡くなりになった場合
- 3) その他 次のような場合には契約を終了させて頂く事があります。
 - ① 利用者がサービス料金を遅滞した場合
 - ② 正当な理由なくサービスの中止を繰り返した場合
 - ③ 契約を継続しがたい行為を行った場合

7. サービス利用にあたって留意事項

- 1) 訪問日、訪問時間について
交通渋滞等により訪問時間が遅れる場合がございます。また、諸事上により、訪問日時の変更・休止をお願いする事がございます。その際は、事前にご連絡いたします。また、利用者のご都合で訪問日時を変更・休止される場合は、事前にご連絡下さい。
- 2) 緊急時の対応について
利用者の状態に変化を生じた場合には、ステーションにご連絡ください。緊急時訪問看護加算の契約を頂く方には、専用の電話番号をお知らせします。24時間看護師への電話連絡が可能で、必要時には休日や時間外でも、緊急訪問いたします。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速や速やかに損害賠償いたします。

訪問看護ステーション南古谷

＜苦情・相談＞ 訪問看護ステーション南古谷
担当者：

TEL 049-235-7823
携帯 080-6649-9709

その他の苦情・相談窓口

埼玉県国民健康保険団体連合会	介護サービス苦情相談窓口	
		048-824-2568 (直通)
川越市	介護保険課	049-224-6402 (直通)
ふじみ野市	高齢福祉課	049-261-2611 (直通)
さいたま市	高齢介護課	048-620-2668 (直通)
富士見市	介護保険課	049-252-7107 (直通)

訪問看護サービスの提供開始にあたり利用者さまに対して、書面に基づいて、サービス及び契約内容・同意書別紙にて説明しました。

年 月 日

訪問看護ステーション南古谷
説明者

⑩

同意書

私は、訪問看護サービスについて担当者から説明を受け、サービスを利用することに同意いたしました。

年 月 日

訪問看護ステーション 南古谷

管理者 ⑩

ご利用者

住所

氏名 ⑩

ご家族（又は代理人）

住所

氏名 ⑩